

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株)友井社寺
- 2 工 事 件 名 : 京都御所飛香舎ほか桧皮葺等屋根葺替第2回工事
- 3 随意契約理由 :

京都御所飛香舎は、経年による腐朽・破損が著しいため、全面的な屋根の葺替工事を2カ年計画で実施している。

本工事は前年度実施した工事に引き続き施工される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社友井社寺と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日
2	請 負 業 者 名	(株) 友井社寺
3	請 負 業 者 の 住 所	兵庫県丹波市山南町阿草 1 3 0 2 番地
4	工 事 件 名	京都御所飛香舎ほか桧皮葺等屋根葺替第 2 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	桧皮葺屋根葺替
8	工 期 (自)	平成 20 年 4 月 1 日
9	工 期 (至)	平成 20 年 7 月 31 日
10	請 負 金 額	76,650,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株) 竹中工務店 京都支店
- 2 工 事 件 名 : 京都御所飛香舎ほか桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第2回工事
- 3 随意契約理由 : 京都御所飛香舎は、経年による破損が著しいため、全面的な屋根の葺替工事を行うと共に木部、棟瓦、外壁及び建具等の整備工事を2カ年計画で実施している。
本工事は前年度実施した工事に引き続き施工される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社竹中工務店京都支店と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日
2	請 負 業 者 名	(株) 竹中工務店 京都支店
3	請 負 業 者 の 住 所	京都市中京区壬生賀陽御所町三番地の1
4	工 事 件 名	京都御所飛香舎ほか桧皮葺屋根葺替に伴うその他整備第2回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	桧皮葺を除く建築一式
8	工 期 (自)	平成 20 年 4 月 1 日
9	工 期 (至)	平成 20 年 8 月 29 日
10	請 負 金 額	58,432,500 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株)安井杢工務店
- 2 工 事 件 名 : 修学院中離宮客殿ほか柿葺等屋根葺替その他整備第2回工事
- 3 随意契約理由 : 修学院中離宮客殿ほかは、経年による破損が著しいため、全面的な屋根の葺替工事を行うと共に木部、棟瓦、外壁及び建具等の整備工事を2カ年計画で実施している。
本工事は前年度実施した工事に引き続き施工される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社安井杢工務店と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日
2	請 負 業 者 名	(株) 安井壘工務店
3	請 負 業 者 の 住 所	京都府向日市上植野町御塔道 4 2 番地
4	工 事 件 名	修学院中離宮客殿ほか柿葺等屋根葺替その他整備第 2 回工事
5	工 事 場 所	京都市左京区修学院藪添 (修学院離宮内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	柿葺屋根葺替その他
8	工 期 (自)	平成 20 年 4 月 1 日
9	工 期 (至)	平成 20 年 7 月 15 日
10	請 負 金 額	46,200,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株) 佐桑工務店

- 2 工 事 件 名 : 京都大宮御所御殿屋根棟積瓦ほか修繕第2回工事

- 3 随意契約理由 :

京都大宮御所御殿屋根棟積瓦ほかは、経年による破損が著しいため、屋根工事を行うと共に木工事及び避雷設備等の工事を2カ年計画で実施している。

本工事は前年度実施した工事に引き続き施工される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、株式会社佐桑工務店と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日
2	請 負 業 者 名	(株) 佐桑工務店
3	請 負 業 者 の 住 所	京都市左京区下鴨高木町 3 9 番地の 4
4	工 事 件 名	京都大宮御所御殿屋根棟積瓦ほか修繕第 2 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	棟積瓦修繕その他
8	工 期 (自)	平成 20 年 4 月 1 日
9	工 期 (至)	平成 20 年 6 月 5 日
10	請 負 金 額	16,275,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : (株)松村泰山堂

- 2 工 事 件 名 : 京都御所ほか障壁画修理第3回工事

- 3 随意契約理由 :

京都御所各御殿の障壁画は、安政度造営時に（一部寛政度造営時のもの残存）著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いもので、その数は1,750面を超える。

これらの障壁画は、150年を越え、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。

文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富で高度な修復技術を持った信頼のおける業者に依頼することが望ましい。

本工事は第3次3カ年計画の第3年度として前年度に実施した第2回工事に引き続き実施するもので、前工事は株式会社松村泰山堂が施工し、着実な成果を収めている。本工事を当該施工者に施工させた場合には、障壁画の現況及び修理の内容を熟知していることから、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、新たな業者と競争に付するよりも有利に契約できる。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号ロにより、株式会社松村泰山堂と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日
2	請 負 業 者 名	(株) 松村泰山堂
3	請 負 業 者 の 住 所	京都市北区小山西大野町 5 1 番地 3
4	工 事 件 名	京都御所ほか障壁画修理第 3 回工事
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑 (京都御所内)
6	工 事 種 別	内装工事
7	工 事 概 要	障壁画修理
8	工 期 (自)	平成 20 年 4 月 1 日
9	工 期 (至)	平成 21 年 2 月 20 日
10	請 負 金 額	25,305,000 円

指 名 結 果 書

1 件 名 崇神天皇陵樋門改修工事

2 指名通知日 平成20年10月 9日

3 指名業者名

商 号 又 は 名 称		備 考	
1	A	土木	C
2	B	土木	C
3	C	土木	C
4	D	土木	D
5	E	土木	D
6			
7			
8			
9			
10			

4 指名理由 別紙のとおり

5 入 札 日 平成20年10月21日
(予 定)

工事件名 崇神天皇陵樋門改修工事

工 種 土木一式工事

指名基準	評価項目			対象業者数
防衛施設庁（H19・20年度） 建設工事競争参加有資格業者	等 級	C・D	同等・以上	11,587
1. 不誠実な行為の有無	① 指名停止期間中でない等、不適当な業者でないもの			11,587
2. 地域性及び地元業者への配慮	② 本店、支店又は、営業所の所在地が、当該工事と同所在地内であるもの			
	所在地	天理市 奈良市 桜井市	内	60
	③ 当該工事地域内における施工実績を有する業者であるもの			60
3. 工事成績等	④ 工事成績及び施工状況等を総合的に勘案し、妥当な業者であるもの			60
4. 当該工事の施工についての技術的適正	⑤ 当該工事と同種工事について相当な施工実績がある業者であるもの			60
	⑥ 当該工事の同種工事にて同程度の施工管理実績がある業者であるもの			60
	⑦ 当該工事の作業条件（環境）と同等の施工実績がある業者であるもの			60
	⑧ 当該工事を施工するに足る有資格技術職員が確保できる業者であるもの			60
5. 請負工事の状況	⑨ 当該地域における請負中の工事の状況からみて当該工事を施工する能力ある業者であるもの			60
6. 受注意欲	⑩ 総合的な受注意欲を勘案し、妥当な業者であるもの			60
7. 安全管理及び労働福祉の状況	⑪ 安全管理及び労働福祉等の状況が不適当でない業者であるもの			60
8. 指名及び受注の状況	⑫ 当該年度の指名状況及び受注状況を総合的に勘案し妥当な業者であるもの			60
9. 経営状況	⑬ 経営状態が著しく不健全であると認められない業者であるもの			60

指名競争入札参加業者数	5
-------------	---

入札・契約調書

1	契約年月日	平成20年10月23日				
2	契約業者名	株式会社 福島工務店				
3	契約業者の住所	奈良市南紀寺町5丁目62-5				
4	工事件名	崇神天皇陵樋門改修工事				
5	工事場所	奈良県天理市柳本町				
6	工事種別	土木一式工事				
7	工事概要	樋門改修				
8	工期(自)	平成20年10月24日				
9	工期(至)	平成20年12月10日				
		(税込み)	(税抜き)	落札率		
10	予定価格	4,995,900 円	4,758,000 円	99.83 %		
11	入札金額	4,987,500 円	4,750,000 円			
12	入札結果	下表のとおり				
順	(入札者)	第1回 入札金額(円)	第2回 入札金額(円)	第3回 入札金額(円)	第4回 入札金額(円)	第5回 入札金額(円)
1	(株) 福島工務店	6,290,000	6,250,000			
2	(株) 大和中野建設	7,700,000	辞退			
3	(株) ウヤマ	7,880,000	辞退			
4	西岡 貞光	8,500,000	辞退			
5	東栄工業(株)	辞退				
6						
7						
8						
9						
10						
順	(入札者)	第6回 入札金額(円)	第7回 入札金額(円)	第8回 入札金額(円)	第9回 入札金額(円)	第10回 入札金額(円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
予算決算及び会計令第99条の2の規定により、随意契約によるものとする。						
	(見積者)					
	(株) 福島工務店	第1回 見積金額(円)	第2回 見積金額(円)	第3回 見積金額(円)	第4回 見積金額(円)	第5回 見積金額(円)
		5,800,000	5,500,000	4,950,000	4,800,000	4,750,000

